

# オウム対策住民協議会ニュース

## 五年目を迎えた抗議活動

オウム対策住民協議会の組織は町会・自治会、商店街、PTAその他活動諸団体で構成されている。烏山地域には、他にもさまざまな課題や、要求に基づく組織があるが、活動を継続させるのに苦労している組織も少なくない。

住民協議会メンバーも、それぞれが仕事や、他団体の活動など忙しい思いをしながらも、4年間しっかりと活動を続けてきた。昨年一年間、街頭やイベント会場で署名や募金活動に費やした日数は会議を除いたほかに27日間、少ない時で2〜3名、多いときで5〜6人が参加し、集めた募金の総額は70万円にも及んだ。住民協議会ニュースも毎月発行し、今月号で43号になる。

### 住民協議会と

#### 大家高山氏との話し合い

昨年12月11日に住民協議会のメンバーが大家である高山氏と話し合いをした。オウム真



「観察処分」更新の署名活動

平成18年1月が「観察処分」

理教が入居しているマンションは今年12月で契約期間が終わると聞いていた。協議会メンバーがその事を訪ねると、高山氏は、オウム真理教とは契約の更新はしないと確約した。協議会は、オウム真理教を烏山地域に居住させた本人という事実がある以上、高山氏には、事の重大さを認識してもらい、住民協議会との約束を必ず守る事を今後も注視していく。

烏山地域オウム  
真理教(現アレフ)  
対策住民協議会

の更新見直し時期に当たる。「観察処分」は3年ごとに更新の手続きをしなければ終了となる。

「観察処分」によって公安調査庁、警察はオウム

真理教施設に対する立入検査が出来る。

オウム真理教には「地下鉄サリン事件」を始めとする殺人事件を行った危険な「教義」があり、信者たちはその「教義」の下に殺人を指示した麻原を今でも絶対的帰依の対象としている。昨年暮れにも温熱修行で死人を出しているように麻原の確立した修行体系等をそのまま維持している。そのため「観察処分」

更新によって公安調査庁、警察の立入検査を行って、オウム真理教の活動内容を明らかにしていく必要がある。

またマンションの入口で公安調査庁、警察による24時間の監視活動が続けられているが、この事がオウム側の動きを制限させる抑止力になっているのも事実である。

「観察処分」はオウム施設が傍にある

住民にとつては無くしてはならない法律である。

今年も「観察処分」更新の署名

活動と募金活動。オウム真理教が入居以来続けている監視活動の継続。年2〜3回行う学習会。毎月1回発行している住民協議会ニュースの発行。等を柱にオウム真理教を解散・解体に追い込む活動を

全力で続けていく。

今年も皆様のご支援とご協力をよろしくお願ひします。

## あんな話、こんな話

たしかあれは2002年3月の、江川紹子さんがコーディネーターをした第5回学習会だったと記憶している。

この時の烏山区民センターホールは満席だった。講演会の途中、ふと客席の踊り場に目をやると、荒木(当時広報部長)に似た男がいる。近づいてみると真正正銘、荒木だった。私は思わず怒りがこみあげ「お前、なんでここに来てるんだ」と怒鳴りつけた。相手はいつもの飄々とした態度で「ここ

に来てはいけないんですか、あなたは誰ですか」と、さもこの場において当然というような顔で言う。私は増々頭に血がのぼり「お前の来る所ではない、帰れ」「オウム真理教がこの地域に来た事によって、我々が反対運動や講演会をやっているのに、なぜ信者がここにくるんだ」。荒木は「聞いた話を信者に教える必要がある」などと言った。

私は怒りと同時に、この男がなげなく見えてきた。扉の外に押し出したが、最後まで講演会を聞いていた。その後、協議会では学習会にオウム信者を入れられないようになった。(M・記)

## 「団体規制法」存続決定!!

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(団体規制法)が、2004年の12月に存続が決定した。

2004年1月から始めたオウム真理教に対する新法制定、団体規制法の存続の署名は10ヶ月間で48,000名余の賛同を得た。しかも今回の署名活動は、以前の署名活動を質的にも上回り、存続への大きな力になった。

団体規制法は2004年12月で検討を行い、廃止も含め見直しを行う事になっていた。その結果、万一廃止という事態になれば団体規制法第7条で定めたオウム真理教に対する観察処分(定期的施設に立入検査を行う団体の行動や財産等を検査する)も終了し、教団の行

動が私達住民からは一切見えなくなってしまう事になる。そのような事態は協議会にとつても住民にとつても重大な問題だった。この思いが、住民協議会自身による街頭やイベントで署名・募金活動を精力的に行うという事につながった。

今回、皆さまのご協力で危険な事態はさけられた。そして、公安調査庁も教団の活動そのものに、新たな規制を加えるという発言もあった。

協議会では、これからも手をゆるめず、多くの住民の皆さんの知恵や力を借りながら、運動を続けていきます。ご協力をお願いします。

## 滋賀県湖南市平松区の闘い

### 「山よ、動け！」

「俺はオウム真理教、最高幹部、二宮耕一だ！」彼は傲然と言いつつ。静かな住宅街の空気が一瞬凍りついた。「なにを！」と叫び、宮脇は大きな声を出して戦いたかった。だが、声も手も出すことをためらった。小学校に行くか行かないかの3人の娘のことを思うと、とても争う気にはなれない。いつやられるか？そんな不安が脳裏をよぎりました。

オウム真理教の信者がこの地に住みついたのは平成9年2月のことです。1名また1名と転入して来ました。7月にはついに10名を越す信者が小さな木造住宅に住みつきました。暫くの間、私たちはそのことに気がつきませんでした。ただ、ヘルカ（オウム施設）の隣に住む宮脇さんは比較的早く異変に気がついていたのです。「あんたらは、オウム信者や



ろ、ここから早よ出て行け！」と、何度も掛け合いました。そんなことを聞くような彼らではありません。ついに、夜中にオーバーフローした尿尿を町内の排水溝に垂れ流し始めたのです。問題が俄



然大きくなり始めました。告発、警察の捜査に彼等はひるむどころか夜中にマントラをとらえ、隣町の水口町に第二のアジトを確保し、そこにも出家信者約10名が住みついてしまったのです。

私たちの長い戦いが始まりました。今年で、足掛け7年になりますが、オウム対策委員のメンバーだけは、ほとんど入れ替わることなくオウム真理教解散・追放に向けて戦いを続けています。

ただ、平成16年11月、オウム施設の隣に住むオウム対策委員会副委員長の宮脇さんは無念の内に亡くなりました。58歳でした。私たちはこの悲しさを背負ってオウム信者解散を願って声を出し続けます。あの悲惨なサリンガス事件やその他の幾つものテロ事件が二度と起こされることが無いように…。

## するが 岐阜県数河教団対策委員会の活動

岐阜県飛騨市古川町数河教団対策委員会より平成16年度の活動の様子が届けられました。古川町には、現在オウム信者6名が居住しています。

いつも烏山オウム対策住民協議会ニュースを送っていただき、有難うございます。我々当地域も理解をしながら参考にして居ります。

当地区の今年度の教団関係を説明しますと、1月始めに弁護士の滝本太郎氏と、相談役の林久義氏を迎え、教団に関する勉強会を区民と行いました。2月には麻原の裁判があり、メディアからの取材等も多く入り大変でした。春には彼らが居住している、蓮華山荘と隣接する地元住民との境界が、裁判時期7年かかり結審しました。それも地元住民が一步さがった形でしたし、はっきりと道路の形で残

しました。7月には監視カメラ裁判も結審しました。判決内容はカメラは除去せよ。カメラに写っているビデオの内容は見せなくても良い。損害賠償（1人5百万円×5人）も支払わなくても良い。裁判費用は教団で持つと言う判決でした。この1年間は裁判等で済んだ感じでした。ですから住民の方からは教団に注文要望等は一切しませんでしたし、教団の方からも何も要望等はありませんでしたが、住民は今でも不安感を持って生活しています。早く当地域より出て行ってほしいと言うのが本音ですし、前の生活に戻り安心して生活できるのが本心と思って居ります。

これからも教団に対して住民一同団結し頑張っていきたいと思っています。

古川町数河教団対策委員会 代表 宮田保

※2004年12月25日より代表が森清春氏にかわりました。

## 住民協議会活動報告

- 1月14日(金) 事務局会議
- 1月24日(月) 実行委員会
- 1月31日(月) 「協議会ニュース」43号初校正
- 2月2日(水) 事務局会議

- 2月5日(土) 中学生のつどい 募金活動
- 2月7日(月) 「協議会ニュース」43号再校正
- 2月11日(金) からすやま新年子どもまつり 募金活動
- 2月15日(火) 「協議会ニュース」43号  
(1・2月合併号) 発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。